

## 事業所番号及びサービスコードについて

## ○訪問系

	事業所番号		サービスコード	
	H27.3.31 までに指定	H27.4.1 以降に指定	H27.3.31 までに指定	
			H30.3.31 まで	H30.4.1 以降
予防専門型	介護予防訪問介護と同じ	新たな番号 ※1	A 1	A 2
生活支援型	新たな番号 ※1		A 3	

## ○通所系

	事業所番号		サービスコード	
	H27.3.31 までに指定	H27.4.1 以降に指定	H27.3.31 までに指定	H27.4.1 以降に指定
予防専門型	介護予防通所介護と同じ	新たな番号 ※1	A 6 ※2	A 6
ミニデイ型	新たな番号 ※1		A 7	
運動型				

※1 「新たな番号」と記載している箇所は全て「2 3 A～」の番号があてはまる。

事業所が基準緩和型サービスを訪問介護もしくは通所介護と一体的に行う（一体型で指定を受ける）場合、その事業所が既に「2 3 A～」の番号が付番（他市町村によるものも含む）されていれば、その後指定を受けるサービスは既に付番された番号がそのまま適用される。

※2 名古屋市外のみなし指定事業所が請求を行う場合は、A 6で請求するための本市への届出が別途必要（第一号事業費算定にかかる届出書）。